

フェリス女学院大学科目等履修生規程

1992年 2月21日制定

1994年 1月12日改正

2003年 3月12日改正

2007年11月 7日改正

1996年12月 4日改正

2006年 2月21日改正

2013年11月13日改正

(目的)

第1条 この規程は、フェリス女学院大学学則(1965年4月1日制定。以下「学則」という。)第43条に基づき、科目等履修生の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 科目等履修生として出願することのできる者は、本学の学生以外の者で、学則第25条第1号から第8号のいずれかに該当する者とする。ただし、本学と教育交流の協定のある高等学校の生徒は、この限りではない。

(許可)

第3条 科目等履修を願い出た者があるときは、正規の学生の学習を妨げない場合に限り、選考の上、これを許可する。

(授業科目)

第4条 科目等履修生として履修できる授業科目は、教授会の定めるところによる。

(出願)

第5条 科目等履修を志願する者は、所定の期日までに次の書類を提出し、学則第43条に定められた選考料を納入しなければならない。ただし、外国人の場合はこのほかに日本語能力試験認定結果および成績に関する証明書を提出しなければならない。

(1) 科目等履修志願書(本学所定)

(2) 履歴書(本学所定)

(3) 最終出身学校の単位修得証明書及び卒業(修了)証明書

(在学中の場合は成績証明書及び在学証明書)

(4) 健康診断書(3か月以内のもの)

2 本学において科目等履修を修了した者が、改めて科目等履修を志願する場合は、前項第2号及び第3号の書類並びに日本語能力試験認定結果および成績に関する証明書の提出を必要としない。また、同項第4号の書類は2学期にわたり科目等履修する場合、2学期目の志願の際には提出を必要としない。

(選考)

第6条 科目等履修生の選考は、教授会が行う。その方法は、原則として面接及び書類選考とし、必要がある場合は、学力試験又は実技試験を行う。

(手続)

第7条 履修を許可された者は、所定の期日までに次の書類を提出し、学則第43条に定められた受講料等を納入しなければならない。

(1) 科目等履修生原簿(写真貼付)

(2) 誓約書

(3) 科目等履修生写真台帳

2 所定の期日までに前項の手続がない場合は、履修の許可を取り消すことがある。

(期間)

第8条 履修期間は、1学期とする。

(単位の認定)

第9条 科目等履修生が履修した授業科目について、単位認定を希望する場合は、試験を行い、合格した者に対して単位を認定する。

2 前項により認定する単位数は、1学期間に16単位を超えないものとする。

(科目等履修生証)

第10条 科目等履修生は、科目等履修生証の交付を受け、学内においては常にこれを携帯しなければならない。

(許可の取消し)

第11条 次の各号の一に該当する場合は、履修の許可を取り消すことがある。

(1) この規程その他本学の諸規則に違反する行為があったと認められたとき。

(2) 本学の秩序を乱したと認められたとき。

(その他の事項)

第12条 科目等履修生には、この規程のほか、本学の諸規則を準用する。

第13条 この規程に定めのない事項については、大学評議会の決定による。

第14条 この規程に基づく科目等履修生に関わる事務は、大学事務部教務課が行う。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、学部教授会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、1992年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、1994年4月1日から施行する。

2 科目等履修生規程施行細則(1992年4月1日制定)は、1994年3月31日付で廃止する。

附 則

この規程は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2006年4月1日から施行する。

2 フェリス女学院大学科目等履修生の受講料等に関する内規は、廃止する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年11月13日から施行する。